

本所所蔵「姉小路宮初度御院参記等」 （『門葉記』のうち）について

山家浩樹

昨年度、本所が購入した、「姉小路宮初度御院参記」と題する巻子に検討を加えたところ、『門葉記』の「雜決四（あるいは三）」の原本である可能性の高いことが判明した。検討はまだ充分でないけれども、本史料の性格がより明らかになることを願い、現段階での知見を公表して、大方のご教示を仰ぎたいと思う。

註 本史料は、筑波書店『古書目録』三九号に、高倉家の史料とともに掲載され、「高倉家伝来と伝える」と記されている。

一 形状など

本紙三紙からなる巻子。一紙の大きさは、縦三二・五センチ、横五一・〇センチほどである。本紙には、表裏に記事があり、各々別の、独立した内容で、双方とも端裏の部分に、本文と同筆で、表題ともいうべきものを記している。表と裏は別筆ではないかと見做される。表紙の見返しに、「正保二仲春修覆了」と墨書きされており、正保二年（一六四五）二月、現在の装丁になったことが知られる。軸は木製、また表紙には外題があり、おおぶりの文字で「姉小路宮初度御院参記 大乘院宮貞跡 青四」と、直接に墨書きされている。

本紙をよく観察すると、虫食い穴を補修するとき、表と裏の間に紙を挟んでいるのに気付く。表と裏とで、虫食い穴の形は一致するので、本来、一紙であったものを、修補のときに、一枚に剥ぎ、間に紙をはさんで再び貼り合わせたのであろう。間紙は、個々の虫食い部分だけではなく、本紙の全体にあり、本紙おののの真中ほどに、薄い表・裏の紙を通して、間紙の継目が確認される。表と裏で、虫食い穴の位置や、裏まで通った墨のあとが、すれてしまっている部分もあるけれども、剥いで貼り合わせるのはもちろん高度な技術であり、修補のとき（正保の修補とみて大過なかろう）に、この一巻の表裏ともに大切にされたことをよく物語っている。また、間紙もともに食べられた虫食いも多く、修補の後にも虫損は進んでいる。

二 内容

① 表 姉小路宮初度御院参記

端裏に「□小路宮初度御院参記」とある。姉小路宮は、良助法親王、龜山天皇の皇子で、弘安二年（一二七九）十一月に、十二歳で青蓮院尊祐法親王に入室、出家し、のち天台座主、青蓮院門跡となつて（『華頂要略』門主伝、『大日本仏教全書』所収）。本史料の冒頭は、「□□□年四月二十六日……」と欠損があるため、記事の年次が明確でないが、『華頂要略』門主伝の良助の項から、入室の翌年、弘安三年と判明する。出家ののち、はじめて父親である龜山上皇のもとに参じたときの記録で、供奉人の内訳やその衣装をはじめ、さまざまな内容を含んでいる。うち注目されるのは、はじめに、龜山上皇らの母で、良助には祖母にあたる大宮院姞子を、その居所常盤井殿に訪ねていること、そして、次に父龜山院を靡殿に訪ねているが、靡殿の注記に「此間為三仙洞」とある

ことであろう。靡殿は、亀山上皇の女御である新陽明門院位子には母にあたり、関白近衛基平の室である、大北政所の居所で、この月の二十日

から、大北政所の逆修供養が行なわれている。『兼仲卿記』をみると、五月十四日に亀山上皇の沙汰で曼陀羅供が行なわれ、また、五月一日条に、「上皇毎日有御聴聞」とみえるなど、逆修供養に亀山上皇が臨席している様が知られるが、この史料から、上皇が靡殿にとどまつて居所にしていることがわかる。亀山上皇の居所は、弘安初年は万里小路殿、ついでこの頃は常盤井殿と思われ、逆修の間だけの一時の居所である。

② 裏 市河宮曼陀羅供御導師御參勤記

端裏に「法事曼陀羅供御導師御參勤記」とある。市河宮は、慈助法親王。後嵯峨天皇の皇子で、弘長元年（一二六一）に、八歳で青蓮院尊助法親王に入室し、正応二年（一二八九）には天台座主となっている（『華頂要略』門主伝）。翌年の正応三年二月十一日、後深草上皇は落飾するが、本史料は、その月の二十九日に、後深草法皇の逆修供養のため、亀山殿で、慈助法親王を導師として行なわれた曼陀羅供の記録であり、表記は、「門葉記」の「勤行八」にも引用される。両者を比較すると、同じく、供奉人をはじめとする行粧について詳しく記す。ほぼ同文の記録は、「門葉記」の「勤行八」にも引用される。両者を比較すると、勤行収録のものは「御導師座主法親王」、「昨日^{二月二十一日}」と表記するのに對し、本史料は、「御導師市河宮^{于時天台座主}御勤仕」、「同^{二十八日}」とあって、勤行収録のものの方が、同時代の記録という性格が強い。また、勤行収録のものは、最後に讚衆の交名を載せる点でも異なっている。なお、「華頂要略」門主伝 尊助の項によると、後深草上皇の出家にあたり戒師を勤めた尊助も、同じ日に常盤井殿で、曼陀羅供の導師を勤めている。『実躬卿記』は、ただ「今日曼陀羅供也」などと記すのみである。

三 『門葉記』について

『門葉記』は、十四世紀前半、尊円法親王が、青蓮院に関連する記録類を書写し、集積した史料であるが、本来の姿はあまり明らかでない。原本、およびまとまつた写本などについて、おおよその整理をしよう。

① 原本

現在、青蓮院に、百二十二巻の原本が伝存し、重要文化財に指定されている。専円法親王の自筆を含めて、ほとんどが南北朝期の書写本である。東京大学史料編纂所に写真帖が架蔵されている。このほか、「雜決一」の原本にあたると思われる『青蓮院寺領目録』が、奈良国立博物館に保管されており、史料編纂所に写真帖が架蔵されている（註参照）。

② 文化年間の写本

文化年間、青蓮院尊真法親王の命により、新写された冊子本で、青蓮院に現存する。このとき増補された部分もあり、『大正新修大藏經』図像一二六八六頁に翻刻された、写本目録で概要が知られる（『華頂要略附錄』三七の「門葉記總目」もほぼ同内容、史料編纂所架蔵謄写本）ほか、次に述べる③④から、おおよその姿を類推することができる。この写本にみえて、青蓮院に原本の現存しないのは、「門主行状」や「雜決」のすべて、「勤行法」五巻ほどなどである。

③ 『大正新修大藏經』図像一一一二の活字本

②を翻刻したとされる（『仏書解説大辞典』「門葉記」の項）けれども、たとえば、先に述べた②の目録では、「雜決」は三冊で構成されているのに、この刊本では、一をふたつに分けて、四巻としているなど、原本の体裁も考慮に入れているようである（註参照）。

④ 東京大学史料編纂所架蔵の謄写本

明治末年に、青蓮院に託して書写した写本。文化年間の増補分を含む

など、②をもとに書写したと推測される。なお、一〇一冊め以降は、③に収録されていない。②でふれた写本目録に「外シブ表紙二十八冊法義也」とあるものに相当するのであるうか。

『門葉記』の原本が、いつ散逸したかを知る手掛りとして、③の『大正新修大藏經』図像一二六八六頁に掲載される「白木唐櫃入記」がある。青蓮院の原本は、まとまりごとに帙に收められたうえで、唐櫃一合に入れられているようだが、この記は、唐櫃の蓋の裏に貼られている略目録で、「一、冥道供 七卷 一結」などと、帙の内容と卷数が記され、明治八年二月に作成されている。この記と青蓮院に現存する原本を対比すると、「雜決」を除いて卷数は一致し、明治初年以降に流失した原本は、「雜決」の四巻のみとわかる。

註 「雜決」は、「白木唐櫃入記」では四巻と記され、「門葉記目録」

〔『大正新修大藏經』図像一二六八二頁〕でも四巻からなり、一・二が寺領目録となつていて、いっぽう、②の目録や、④では三冊で、一が寺領目録となつており、③は④の一（寺領目録）をふたつにわけて四巻としている。流出した『青蓮院寺領目録』は一巻で、内容は③の一・④の一に相当する。ただし、「寺領目録」の部分の写本にはいざれにも錯簡があり、利用にあたって注意が必要である。『華頂要略』五五上「御門領」に、正保の修理を行なった尊純法親王の書写本により、正しく引用されている（『天台宗全書』所収刊本二、二八九頁以下）。

四 本史料が『門葉記』の原本である理由

- 本史料の内容は、③の「雜決四」、④の「雜決三」と一致する。
- ③、④の対応する部分は、両方とも、冒頭、年を記した部分が欠損

になっている。これは、本史料と同一であり、③、④が、本史料から（あるいは、本史料を書写した本から）作成された可能性は、かなり高いであろう。

○ 本史料の筆跡は、『門葉記』原本の筆跡と類似する。もつとも、外題にあるように大乘院宮尊円親王の筆跡であるかどうかは、判断しがたい。

○ 本史料の見返しにあるのと同様の、正保年間の修理記は、『門葉記』原本にも、「冥道供十」など九巻ほどにみられる。ただし厳密には、正保年間の尊純法親王による修理は、『門葉記』だけでなく、青蓮院所蔵の他の史料にも施されており、修理記は、本史料が青蓮院旧蔵であることを証するのみである。なお、写真帖でみると、正保年間に修理された巻子のうち、「冥道供十」などには、本史料の紐と同じものが用いられているのではないかと思われる。

「姉小路宮初度御院參記」「市河宮曼陀羅供御導師御參勤記」は、所領目録、系図とともに、「雜決」という部立に分類されている。本史料が原本ならば、その理由は、内容の異なる両者が、一巻の表裏にわたつて書かれているためであるかもしれない。

本史料を『門葉記』原本と見做す場合、やや障害になるのは、外題である。まず、『門葉記』原本の外題には、通例『門葉記』と記されるが、本史料には記されていない。もつとも、「冥道供十三」など、「門葉記」と記さないものも若干はある。さらに、外題に「大乘院宮真跡」と記される例は、他になく、「青四」というような例もない。ただし、「冥道供十」の見返しに、正保二年の修理記とともに、「大乘院宮真筆也」と記されている。「青四」は、青蓮院所蔵の雜決四という意味であろうか。

追記 本稿は、本所所員の黒川高明氏、厚谷和男氏、中藤靖之氏のご助言を得て作成した。